

○福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱

最終改正 令和7年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市が発注する土木、建築その他の建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）及び建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）並びに、その他関係法令に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、市が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって、市が発注するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を市の機関と締結した建設業者（以下「受注元請負人」という。）のほか、当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、その全ての下請契約を含む。）における請負人をいう。

4 この要綱において「現場代理人」とは、法第19条の2及び福島市財務規則（平成15年規則第34号）第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、建設工事の契約の履行に関し、請負契約における建設工事の場所又は事業場（以下「工事現場」という。）に常駐し、運営、取締りを行う者をいい、受注者の代理として広い権限を行使することができる。ただし、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領並びに工事関係者に関する措置請求の権限は与えられていない。

(一括下請負の禁止等)

第3条 元請負人がその下請工事の施工に関し、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行わない等実質的に関与することなく、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して第三者に請け負わせる一括下請負（いわゆる「丸投げ」）は、中間において不合理な利潤の搾取、建設工事の品質や安全性の低下、労働条件の悪化、実際の建設工事の施工における責任の役割や所在を不明確にするおそれが生ずるとともに、不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、ひいては注文者である市の機関の信頼を損なうおそれがあるうえ、様々な影響や弊害を生ずるおそれがあるため、法第22条及び入契法第14条の規定によりこれを禁止するものとする。

2 重層的下請負は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化や分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然性並びに合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、前項に示した弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行わないものとする。

3 受注元請負人は、特殊で専門的な工事等を除き、できる限り下請負の次数を3次以内とし、下請負人に対して、なるべく当該下請負に付する部分の工事を直接施工するよう指導し、不必要な重層下請負が行われないよう留意しなければならない。

(下請の選定)

第4条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し法第3条により許

可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者（いわゆる「無許可業者」。建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2で定める工事1件の請負金額が500万円未満の軽微な建設工事（建築一式工事にあつては、工事1件の請負金額が1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事）のみを請け負うことを営業とする者を除く。）又は法第28条第3項の規定に基づく営業の停止若しくは法第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者並びに当該停止又は禁止されている営業の範囲に係る者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次の各号に掲げる事項の全てが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における建設工事の成績が優良であること。
- (2) 建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (3) 建設工事を施工するに足る労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。
- (4) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (5) 工事現場ごとに、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条の規定により、雇用管理責任者を選任し、労働条件を適正に管理していると認められること。
- (6) 一の工事現場に常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ていること。
- (7) 現に事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させている者にあつては、労働基準法第95条の規定により、寄宿舎規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ていること。
- (8) 建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。なお、外国人を就労させる場合には、元請負人は、一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の在留資格に基づく従事状況の把握に努めるものとする。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力等が経営又は運営に実質的に関与していない者、又はこれらと密接な関係を有しない者とする事。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (12) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (13) 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に係る保険等（以下「社会保険等」という。）に加入している者（以下「社会保険等加入者」という。）とすること。ただし、いずれについても加入義務がない者は除く。

3 元請負人がやむを得ず社会保険等加入者でない者を下請負人として選定する場合には、自らの元請負人を通じ受注元請負人へ具体的な理由を記した書面（以下「理由書」という。）（参考様式第1号）を提出し、確認を受けなければならない。

4 受注元請負人が、前項の理由書を確認し、やむを得ないと認める場合には、元請負人は下請負人に対して、それぞれの事情に応じた期間内に、社会保険等加入者となるように指導しなければならない。また、認められない場合には、元請負人は下請負人に対して、社会保険等加入者となるように指導するとともに、社会保険等加入者となったことが確認できるまで下請負人として選定してはならない。

5 受注元請負人は、第3項の理由書を市長へ提出し、確認を受けなければならない。

- 6 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、公正性の確保に留意しつつ、できる限り当該契約の相手方に、市内に本店、本社（支店、営業所、出張所、代理店を除く。）を有する者（以下「市内業者」という。）を優先して選定するよう努めるものとする。また、工事用資材、建設機械等の調達に当たっても同様に、できる限り当該購入又は借入契約の相手方に、市内業者を優先して選定するよう努めるものとする。
- 7 受注元請負人は、下請負人の選定に当たっては、公正性の確保に留意しつつ、できる限り当該契約の相手方に、社会通念上相当であると認められない競争関係にあるべき同一の建設工事に係る入札案件に参加した他の業者（いわゆる「相指名業者」）を選定しないよう努めるものとする。

（適正な下請契約の締結等）

- 第5条** 元請負人及び下請負人は、この要綱を遵守し、工事開始に当たり、あらかじめ、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）、又はこれに準拠した下請契約書により双方が合意のうえ、下請契約を締結するものとする。
- 2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、法第18条から法第20条までの規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第8条の規定並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条の規定、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年4月21日基発第267号の2）に基づき、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- （1） 当該建設工事の着工前に書面による契約を徹底するとともに、できる限り契約条件に次の条項を加えるものとする。「請負人は、福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は、請け負わせた者に同要綱を遵守するよう指導しなければならない。」
 - （2） 施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、施工制約、労働時間その他の労働条件及び安全衛生その他の労働環境並びに適正な工期、工程（工事を施工しない日又は時間帯の定めを含む。）等の下請契約に関する具体的内容を提示すること。
 - （3） 当該建設工事の見積をするために必要な令第6条で定める一定の見積期間を設定すること。
 - （4） 労働災害防止対策の実施者並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（いわゆる「安全衛生経費」）の負担者の区分を明確化するとともに、適切な水準の賃金等に加えて、社会保険等の法定福利費（社会保険等及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の法定事業主負担分）相当額（以下「法定福利費」という。）、建設業退職金共済制度等に基づく事業主負担額等、法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」に含まれる必要な諸経費を見込んだ適正な額の請負代金での下請契約を締結すること。
 - （5） 見積書の内訳及び下請契約に係る請負代金内訳書に法定福利費を明示すること。
 - （6） 請負代金の決定に当たって、公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を参考資料として取扱う場合には、公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金や事業主が負担すべき必要諸経費（法定福利費、安全衛生経費等）は含まれていないことから、特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費、その他の割増に考慮する等、適切に取扱うこと。
 - （7） 請負代金の決定に当たって、下請負人と十分な協議をせず、若しくは下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる「指値発注」）を行わないこと。
 - （8） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事に係る下請契約を行う場合には、同法第13条の規定に基づき、分別解体等の方法、解体工事及び再資源化等に要する費用並びに再資源化等をする施設の名称及び所在地等の事項を書面に記載すること。
 - （9） 建設工事を施工するために「通常必要と認められる期間（建設工事に従事する者の休日等

の不稼働日、準備や後片付け期間、天候等の作業不能日数等を考慮)」に比して「著しく短い期間を工期」とする下請契約を締結しないとともに、当該工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、法第19条第2項の規定に基づく双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事の下請契約を締結すること。

- 3 元請負人は、法第19条の3の規定により、自己の取引上の優越的な地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額を請負代金の額（いわゆる「不当に低い請負代金」）とする下請契約を締結してはならない。
- 4 元請負人は、法第19条の4の規定により、自己の取引上の優越的な地位を不当に利用し、一般的要請を超えて、工事用資材、建設機械等の調達先を指定し、その利益を害するおそれがある購入又は借入の契約を締結してはならない。
- 5 前2項の行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項第5号に規定する取引の一方の当事者が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして、不当に不利益を与える行為（いわゆる「優越的な地位の濫用」）に該当するおそれがあり、元請負人は、不公正な取引方法として禁止する同法第19条の規定に違反する行為をしてはならない。
- 6 元請負人は、法第24条の2の規定により、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くものとする。
- 7 元請負人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条第3項の規定により、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮するものとする。
- 8 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、法第24条の4第1項の規定により、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。
- 9 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、法第24条の4第2項の規定により、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

（下請代金の支払の適正化等）

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 下請契約締結後、正当な理由なく下請代金の額を減じないこと。（資材等の著しい上昇に伴う工事内容の変更をした場合において、当該下請代金の増額をしないことにより、実質的に減額する場合を含む。）
- （2） 下請工事に必要な資材を元請負人から有償支給させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- （3） 下請代金の支払は、法第24条の3第2項の規定及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定による振興基準により、下請負人に対し、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当額については、全額を現金払とすること。また、元請負人の検査及び引渡しが完了した後、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。
- （4） 前払金の支払を受けたときは、法第24条の3第3項の規定により、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。この場合において、担保措置を必要とするときは、損害保険会社による前払金保証制度が利用できるもので当事者で措置すること。

- (5) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、法第24条の3第1項の規定により、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
 - (6) 特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。以下同じ。）における下請代金の支払期日は、法第24条の6第1項の規定により、引渡しの申出の日（ただし、引渡しの日について、前条第9項ただし書の規定による特約がなされている場合は、その一定の日。次号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
 - (7) 前号の下請代金の支払期日を定められなかったときは、引渡しの申出の日が、前号の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは、法第24条の6第2項の規定により、引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日が、それぞれ支払期日として定められたものとみなすものとする。
 - (8) 前2号による支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、法第24条の6第4項の規定により、下請負人に対し、前条第9項の申出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。
 - (9) 手形期間は、60日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。また、下請負人が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式（ファクタリング方式）を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間となるよう努めること。
 - (10) 法第24条の6第3項の規定並びに下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第4条第2項第2号に規定する一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
 - (11) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人が手形払の現金化（いわゆる「手形の割引」）にかかるその割引料（一定の利息）等に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。
 - (12) 元請負人が下請代金の支払時に、支払に関して発生する諸費用や施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用、一方的に提供又は貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を差引く（相殺する）行為（いわゆる「赤伝処理」）は、適正な手続きに基づかない場合には法に違反するおそれがあるため、下請負人に費用負担を求める合理的な理由があるものについて、元請負人と下請負人双方の協議又は合意が必要であり、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示すること。
- 2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても、前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。
- 3 受注元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金及び賃金の不払い等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮をするものとする。

（下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善）

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するものとする。

- 2 下請負人は、雇用及び労働条件の改善に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。
- (1) 令第7条の3各号に掲げる法令の遵守及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金額以上の賃金を支払うこと。
 - (2) 建設労働者の雇入に当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示

し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

- (3) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の工事現場に常時10人以上の労働者を使用する者にあつては、労働基準法第89条の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ること。
- (4) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (5) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (6) 労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮し、労働時間管理を適正に行うこと。

3 下請負人は、安全衛生の確保に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 労働安全衛生法を遵守し工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (2) 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。
- (3) 任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

4 下請負人は、福祉の充実に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 元請負人に対して法定福利費を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保のうえ、適正に社会保険等の保険料を納付するとともに、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しては、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めなければならない。
- (2) 自ら雇用する全ての建設労働者に対し、社会保険等の保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に加入させること。
- (3) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度等による退職金制度確立のため、加入等の促進及び履行の徹底に努めなければならない。
- (4) 自ら雇用する建設業退職金共済制度の対象建設労働者に係る共済証紙を購入し、当該建設労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。
- (5) 自らが使用する全ての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

5 下請負人は、福利厚生施設の整備に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (2) 工事現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

6 下請負人は、適正な雇用管理に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 雇用管理責任者を選任し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (2) 建設労働者の募集は、適正に行うこと。
- (3) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

7 下請負人は、建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術若しくは技能の研修又は教育訓練等の充実や、技術、技能資格等の取得の奨励等に努めること。

8 前各項に掲げる事項のほか、関係法令等を遵守すること。

（受注元請負人の下請負人に対する指導等）

第8条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該建設工事に係る全ての下請負人が前条に定める事項について措置を講ずるよう、指導、助言

その他の援助を行うものとする。

- 2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

（受注元請負人の他の元請負人に対する指導）

第9条 受注元請負人は、当該建設工事に係る全ての元請負人に対して、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

（受注元請負人の遵守事項）

第10条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 工事現場ごとに、他の全ての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置かなければならない。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができるものとする。
 - (2) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対して、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。
 - (3) 工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等の必要な措置を講ずること。
- 2 工事現場に現場代理人及び法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の管理及び当該工事現場の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 現場代理人は、原則として、工事現場に常駐しなければならない。
 - (2) 令第2条で定める下請契約に係る請負代金の額（その建設工事に係る下請契約が2以上あるときは、その請負代金の額の総額。以下同じ。）が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置かなければならない。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。
 - (3) 令第27条で定める請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で配置しなければならない。ただし、法第26条第3項ただし書きの規定による監理技術者（以下「特定監理技術者」という。）を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置したときはこの限りではない。この場合において、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ず当該工事現場への常駐（現場が稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。
 - (4) 前号に定める監理技術者は、法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。
 - (5) 第3号に定める監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者でなければならない。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じでなければならない。
- 3 受注元請負人は、法第16条の規定に基づき、特定建設業者でなければ、その請け負った建設工事について、令第2条で定める下請契約に係る請負代金の額が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上となる下請契約を締結してはならない。
- 4 受注元請負人が、特定建設業者である場合は、関係法令等を遵守するとともに、法第24条の7の規定に基づき、その責務を十分認識し、下請保護及び指導に努めるものとする。

(施工体制台帳の写しの提出)

- 第 1 1 条** 受注元請負人は、下請契約がある場合において、その金額にかかわらず下請工事の契約締結後、入契法第 1 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 2 4 条の 8 に規定する施工体制台帳（参考様式第 2 号の 1、2）、施工体系図（参考様式第 3 号）を作成し、入契法第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、その写しを提出しなければならない。
- 2 受注元請負人は、前項の施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）について、工事現場ごとの備え置き等を徹底するとともに、施工体系図を工事現場内の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 施工体制台帳等には、法第 2 4 条の 8 及び建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号）第 1 4 条の 2 並びに入契法第 1 5 条等の関係法令の規定で定める事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 発注者との契約書及び下請契約書の写し（法定福利費を明示した箇所を添付）
 - (2) 元請負人の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者の資格証及び健康保険証等の写し
 - (3) 建設業許可証の写し
 - (4) 専門技術者を置いた場合は、その資格、雇用関係を証する書面の写し
 - (5) 建設業法施行規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 4 号で定める事項を記載した、建設工事に従事する者に関する作業員名簿（参考様式第 4 号）
- 4 受注元請負人は、施工体制台帳等を作成したときは、速やかに提出し、公共工事の技術上の管理をつかさどる者（以下「施工技術者」という。）の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検を市長より求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- 5 市長は、入契法第 1 6 条の規定に基づき、施工体制台帳等の施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものにするため、受注元請負人に対し、下請負関係者一覧表（様式第 1 号）を作成させ、当該工事現場の施工体制、社会保険等の加入状況等の確認及び施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検並びに徹底について必要な措置を講じなければならない。
- 6 施工体制台帳等の記載事項に変更があったときは、遅滞なく変更後における事項を記載したものを提出しなければならない。
- 7 受注元請負人は、施工体制台帳等を作成したときは、法第 4 0 条の 3 及び建設業法施行規則第 2 6 条の規定により、請負工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから 5 年間保存しなければならない。また、建設業法施行規則第 2 6 条の規定による完成図、打合せ記録、施工体系図等については、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから 1 0 年間保存しなければならない。
- 8 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項及び福島市財務規則第 1 8 5 条に規定する随意契約による請負金額 1 3 0 万円未満の建設工事については、第 5 項の下請負関係者一覧表の提出は省略することができる。

(下請負報告書の提出)

- 第 1 2 条** 受注元請負人は、請負金額が 5 0 0 万円以上の建設工事について、建設工事に係る下請契約を締結した場合は、福島市請負工事検査規程（平成 3 1 年 4 月 1 日付け訓令第 1 6 号）第 5 条の竣工検査合格後、1 月以内に下請負報告書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期限までに下請負報告書を提出することができないやむを得ない事由があると認めるときは、当該下請契約に係る部分について、当該下請負報告書の提出期限を支払手続等の完了後とすることができる。この場合において、受注元請負人は、当該下請契約に係る支払手続等の完了後、遅滞なく当該下請負報告書を提出しなければならない。
- 3 市長は、建設工事の施工又は管理等について著しく不適当と認められる下請がなされていると

認められる建設工事について、必要があると認めるときは、受注元請負人に対し、当該下請負報告書の提出を求めることができる。この場合において、受注元請負人は、市長が提出を求めた日から14日以内に当該下請負報告書を提出しなければならない。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、請負金額が500万円未満の建設工事についても、受注元請負人に対し、下請負報告書の提出を求めることができる。

（再下請負通知書の作成）

第13条 受注元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせたときは、再下請負通知書（参考様式第5号の1、2）又はこれに準拠するものを提出しなければならない旨を下請負人に通知し、また、その旨の提出案内を工事現場内の工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請負人に通知するとともに、法第24条の8及び建設業法施行規則第14条の4等の関係法令の規定で定める事項を記載のうえ、作成された再下請負通知書を受注元請負人に提出しなければならない。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、受注元請負人に対し、前項の再下請負通知書の写しの提出を求めることができる。

（労働者の使用）

第14条 元請負人及び下請負人は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条に規定する労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条に規定する労働者派遣事業を行う者から派遣される労働者を同法第4条第1項第2号の建設業務に従事させてはならない。

（紛争の解決）

第15条 元請負人と下請負人との間において、請負契約に関する紛争が生じた場合は、両者は速やかに紛争の解決に全力を挙げなければならない。

- 2 前項によっても紛争の解決ができなかった場合には、法第25条に規定する中央建設工事紛争審査会若しくは都道府県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図るものとする。
- 3 前項のあっせん又は調停によっても紛争の解決ができなかった場合には、当該紛争の当事者双方とも審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

（工事实績情報の登録）

第16条 受注元請負人は、請負金額が500万円以上の建設工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事受注時、登録内容の変更時（工期、配置技術者、請負金額等）、工事完成時に工事实績情報を、福島市財務規則第191条第1項の規定に基づく工事監督業務を担当する職員として契約権者から指定された者（以下「監督員」という。）の確認を受け、登録機関に登録申請をするものとする。

- 2 登録後は、速やかに登録されたことを証明する資料を、監督員へ提出するものとする。ただし、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、証明する資料の提出を省略することができる。

（実態調査及び調査結果による措置等）

第17条 市は、請負金額が500万円以上の建設工事について、別に定める「福島市請負工事現場施工体制点検マニュアル」に基づき、施工技術者の設置の状況や建設業許可を示す標識、労災保険関係成立票の掲示又は建設業退職者共済制度適用事業主工事現場標識等工事現場の施工体制等について調査し、法、入契法及び品確法並びに要綱等に違反する事項があった場合には、必要な措置を講ずることができるものとする。

- 2 市は、第11条第5項の下請負関係者一覧表により市内業者の受注機会及び活用状況等の把握

をしなければならない。

3 市は、工事現場における施工体制等の点検を通じて工事関係者に不適切な事項があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、請負金額が500万円未満の建設工事についても、工事現場の施工体制等について調査することができるものとする。

5 市は、第1項の事実並びに次の各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、入契法第11条の規定に基づき、元請負人又は下請負人が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知するものとする。

(1) 法第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること

(2) 入契法第15条第2項若しくは第3項又は同条第1項の規定により読み替えて適用される法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条、第26条の2若しくは第26条の3の規定に違反したこと

(3) 社会保険等未加入業者に該当すること（関係法令により適用除外とされている者は除く。）

（市の指導、助言等）

第18条 市は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次の各号に掲げる事項について措置を講ずることができるものとする。

(1) この要綱の遵守に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言

(2) この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるよう要請するための指示

2 市は、元請負人若しくは下請負人が前項の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注元請負人に対し、福島市競争入札参加停止等取扱要綱（平成11年4月1日制定）に定める措置を講ずることができるものとする。

(1) 一括下請、下請代金の支払遅延又は特定資材等の購入強制等、下請契約関係が不適切であると認められる場合

(2) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合

(3) 建設業許可部局から法の規定に違反する不正行為等に対する監督処分を受けた場合

（適正化指導員による調査、指導等）

第19条 この要綱の目的を達成するため、適正化指導員を置き、建設工事等の担当課長等及び契約検査課長をもって充てる。

2 適正化指導員は、第17条第1項の規定による受注者の適正な施工体制の確保等に関する必要な措置のほか、随時この要綱の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、前条第1項に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年 6 月 14 日公布）の改正規定に係る部分について、令和元年 9 月 1 日から施行の規定を除き、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内に施行することとされている部分は、この法律の政令で定める日（令和 2 年 10 月 1 日。ただし、法第 27 条、第 27 条の 2 第 1 項及び第 27 条の 16 第 1 項の改正規定（技術検定関係等の一部規定）に係る部分は、令和 3 年 4 月 1 日。）から施行し、同日から適用する。

（経過措置）

この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から以降に契約する建設工事から適用し、施行日以前に契約した建設工事は、なお従前の例による。

（名称変更）

この要綱による改正前の福島市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 11 年 4 月 1 日施行）を、この要綱による改正後の福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱に名称変更する。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

請負金額 (万円) ※ 1	下請金額 (万円) ※ 2	土木工事等（建築一式工事以外の工事）				建築一式工事							
		許可区分	施工体制 台帳	技術者 種別	技術者 専任	許可区分	施工体制 台帳	技術者 種別	技術者 専任				
9, 000	8, 000 5, 000 5, 000 未満	特定 建設業	必要	監理 技術者	専任 ※ 3	特定 建設業	必要	監理 技術者	専任 ※ 3				
4, 500						一般 建設業	公共工事 は必要	主任 技術者	兼任可	一般 建設業	公共工事 は必要	主任 技術者	兼任可
1, 500													
500													
500 未満		不要		主任 技術者 (無許可 業者は 不要)		不要 (150 m ² 未満の木 造住宅工 事は、金 額にかか わらず許 可不要)		主任 技術者 (無許可 業者は 不要)					

※1 同一の工事を分割して請け負う場合は、各契約額の合計金額

※2 発注者から直接工事を請け負った元請負人が、下請発注した各契約額の合計金額

※3 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

下 請 負 関 係 者 一 覧 表

年 月 日

（契約権者あて）

契約番号・工事名		第 号				
受 注 元 請 負 人	番 号 1	商号又は名称				
		契約年月日	年 月 日	契約工期	年 月 日 年 月 日	
		請負金額		現場代理人		
		下請指導責任者		主任・監理技術者		

番号	商号又は名称	市内 業者	下請 次数	下請 契約金額	下請 工種名	直上の元請 の番号

〔記入上の注意〕
全ての下請（二次下請以降も含む。）について記載すること。
下請次数、直上の元請の番号を間違えないこと。
施工体制台帳との整合を図ること。
下請関係者が、福島市内に本店、本社（支店、営業所、出張所、代理店を除く。）を有する場合は、市内業者欄に○印を記入すること。

下 請 負 報 告 書

年 月 日

（契約権者あて）

（受注者）所在地
名 称
代表者

1. 請負契約の状況

契約番号・工事名		第 号						
受注元請負人	契約年月日	年 月 日	契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日				
	完 成 日	年 月 日	請負金額受領状況（単位：千円）					
			月日	金額	月日	金額	月日	金額
	請 負 金 額							

2. 下請発注の状況

元 請 人	名称・代表者								
下 請 人	名称・代表者								
契約年月日	年 月 日	契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日						
完成通知日	年 月 日	契約金額				工種			
引 取 検 査 日 （※20日以内）	年 月 日	契約形態	請負代金支払状況（単位：千円）（※50日以内）						
		契 約 書		月日	金額	現金・手形	月日	金額	現金・手形
引渡し申出日	年 月 日	下請基本契約書							
		注 文 書							

元 請 人	名称・代表者								
下 請 人	名称・代表者								
契約年月日	年 月 日	契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日						
完成通知日	年 月 日	契約金額				工種			
引 取 検 査 日 （※20日以内）	年 月 日	契約形態	請負代金支払状況（単位：千円）（※50日以内）						
		契 約 書		月日	金額	現金・手形	月日	金額	現金・手形
引渡し申出日	年 月 日	下請基本契約書							
		注 文 書							

元 請 人	名称・代表者								
下 請 人	名称・代表者								
契約年月日	年 月 日	契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日						
完成通知日	年 月 日	契約金額				工種			
引 取 検 査 日 （※20日以内）	年 月 日	契約形態	請負代金支払状況（単位：千円）（※50日以内）						
		契 約 書		月日	金額	現金・手形	月日	金額	現金・手形
引渡し申出日	年 月 日	下請基本契約書							
		注 文 書							

〔記入上の注意〕
全ての下請（二次下請以降も含む。）
について記載すること。
契約形態について、該当する欄に○印を
記入すること。

確 認	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

社会保険未加入業者と下請契約を締結した理由書

年 月 日

（契約権者あて）

（市から直接工事を請け負った元請）

住所

商号又は名称

代表者氏名

契約番号	第 号	
工事名		
下請契約を締結した 社会保険未加入業者	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
（上記業者と下請契約を締結した理由）		
監督員確認欄（完了報告時）		
該当を○で囲む		
加入済	未加入	

施 工 体 制 台 帳

年 月 日

[受注者名]

[事業所名]

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自 至	年 月 日 年 月 日	契約日	年 月 日

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
現場 代理人		権限及び 意見申出方法	
監理・主任 技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者 補佐名		資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

- (記入要領)
- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
 - 2 監理（主任）技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 3 専門技術者には、土木一式・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
 - 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
 - 5 外国人建設就労者等の従事の状況の記入要領は次の通り。
 - ① 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - ② 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所			
工事名称及び 工事内容			
工期	自 至	年 月 日 年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	

現場代理人		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

- （記入要領）
- ・一次下請負人毎に元請人が作成する。
 - ・二次以降の下請負人は、再下請負通知書で代えることができる。

- （添付書類）
- （建設業法施行規則第14条の2第2項）
- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
 - ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

- (記入要領)
- 1 主任技術者の配置状況について専任・非専任のいずれかに○印を付すこと。
 - 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事をするために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜、欄を設けて全員を記載する。
 - 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
 - 3) その他
 - ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
 - 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
 - ② 請負契約に係る営業所の名称について記載する。
 - ③ 請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加すること。
 - ④ 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部に行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ⑤ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑥ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑦ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
 - 5 外国人建設就労者等の従事の状況の記入要領は次の通り。
 - ① 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - ② 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(「外国人建設就労者」という。)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - 6 記載の対象は建設工事であるため、建設工事以外の契約(資材購入、機器賃貸、運送など)については記載不要。
 - 7 詳細については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を参照することができる。

施 工 体 系 図

年 月 日

工事名称		工期	自 至	年 年	月 月	日 日
工事場所						
発注者商号・名称		代表者名				
請負契約締結日						

元請人名称	
主任(監理)技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	(注)
担当工事内容	(注)

下請負人名称		下請負人名称	
代表者名		代表者名	
建設業許可番号		建設業許可番号	
一般/特定の別	一般・特定	一般/特定の別	一般・特定
工事内容		工事内容	
工期		工期	
主任技術者名		主任技術者名	
特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者名	(注)	専門技術者名	(注)
担当工事内容	(注)	担当工事内容	(注)
下請負人名称		下請負人名称	
代表者名		代表者名	
建設業許可番号		建設業許可番号	
一般/特定の別	一般・特定	一般/特定の別	一般・特定
工事内容		工事内容	
工期		工期	
主任技術者名		主任技術者名	
特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者名	(注)	専門技術者名	(注)
担当工事内容	(注)	担当工事内容	(注)
下請負人名称		下請負人名称	
代表者名		代表者名	
建設業許可番号		建設業許可番号	
一般/特定の別	一般・特定	一般/特定の別	一般・特定
工事内容		工事内容	
工期		工期	
主任技術者名		主任技術者名	
特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者名	(注)	専門技術者名	(注)
担当工事内容	(注)	担当工事内容	(注)

(注) 「専門技術者」とは、土木一式工事又は建築一式工事を請け負った業者が、その一部を自ら施工する場合における、当該工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。
したがって、一式工事の一部を自ら施工する場合は、専門技術者及び担当工事内容を記載することとなる。

作 業 員 名 簿

年 月 日

[工事名称]

[会 社 名]

番号	ふりがな	職種	生年月日	健康保険 年金保険	建設業 退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名	※	年齢	雇用保険	中小企業 退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能 講習	免許	受入教育 実施年月日
			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日

（注） 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ⑧…現場代理人 ④…作業主任者（（注）2.） ②…女性作業員 ①…18歳未満の作業員
⑤…主任技術者 ③…職長 ⑥…安全衛生責任者 ⑦…能力向上教育 ⑨…危険有害業務・再発防止教育
⑩…外国人技能実習生 ⑪…外国人建設就労者 ①…1号特定技能外国人

- (注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
- (注) 3. 健康保険欄には、健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、「適用除外」と記載。
- (注) 4. 年金保険欄には、年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、「受給者」と記載。
- (注) 5. 雇用保険欄には下段に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。
- (注) 6. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 7. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 8. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

再 下 請 負 通 知 書

年 月 日

[受注者名]

[事業所名]

直近上位者の
注文者名

住所

元請名称
(市から工事を請け
負った元請)

TEL

FAX

会社名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	注文者との 契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人

権限及び
意見申出方法

※主任技術者名

資格内容

専任
非専任

安全衛生責任者名

安全衛生推進者名

雇用管理責任者名

※専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

- (記入要領)
- ・一次下請負人毎に元請人が作成する。
 - ・二次以降の下請負人は、再下請負通知書で代えることができる。
- (添付書類)
- (建設業法施行規則第14条の2第2項)
- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
 - ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

参考様式第5号の2（第13条関係）

《再下請負関係》

再下請業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 至	年 月 日 年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

- （記入要領）
- ・一次下請負人毎に元請人が作成する。
 - ・二次以降の下請負人は、再下請負通知書で代えることができる。

- （添付書類）（建設業法施行規則第14条の4第3項）
- ・再下請通知人と再下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
 - ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱と建設業法等の位置づけ

福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱		建設業法 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	
下請負関係者一覧表 下請負報告書 社会保険未加入業者と 下請契約を締結した 理由書	様式第 1 号	施工体制台帳を作成しなければならない範囲、構成 ※施工体制台帳（参考様式第 2 号の 1、2） （参考様式第 4 号）作業員名簿 「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と 「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体 下請金額の総額が 5,000 万円以上となった時点 （建築一式工事にあつては 8,000 万円） 公共工事の場合は、下請契約を締結した時点 公共工事の場合は、写しを提出 再下請負通知書（参考様式第 5 号の 1、2）	建設業法
	様式第 2 号		入契法 入契法 建設業法
	参考様式第 1 号		建設業法 入契法
			建設業法 入契法
			建設業法

添付書類

発注者との契約書の写し	発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	建設業法施行規則
下請負人との契約書の写し	注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し	
配置技術者（監理技術者等）が資格を有することを証する書面	①一級・二級国家資格者 ②指定学科＋実務経験者 ③実務経験者（10 年以上） （専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る）	建設業法
専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し	国家資格等の技術検定合格証明等の写し	
配置技術者（監理技術者等）の雇用関係を証明できるものの写し	健康保険証等の写し	